

新型コロナウイルス感染症拡大防止等に対応した高圧ガス製造施設等における 保安検査、定期自主検査の運用について

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための措置として、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく充てん設備について、施設又は設備により定められた期間内に行わなければならない保安検査又は定期自主検査の期間を延長することが可能となりました。

特例措置の対象等

対 象 : 令和2年4月10日から9月30日までに保安検査又は定期自主検査の期限が生じるもの

延長期間: 4か月 (例えば、6月1日が期限の場合、10月1日まで延長可能)

特例措置を活用する場合は、次に掲げる事項を適切に行うようお願いします。

- ・法令に規定する技術上の基準に適合するように維持すること。
- ・事故の発生防止及び不具合の早期発見のため、日常点検を強化すること。
- ・危険時に速やかな通報、応急措置等が行えるよう体制を確保しておくこと。

なお、特例措置により保安検査の期限を延長する場合は、原則として期限の経過前までに別紙による届書の提出をお願いします。

届出書の提出先

260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県 産業保安課

043-223-2736

保安検査期間の延長届書	一般 液石 特 定 冷 凍 L P 法	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
期間を延長する製造施設			
保安検査基準日		令和 年 月 日	
延長して実施する保安検査予定日		令和 年 月 日	
特例措置を適用するための対応	技術上の基準適合		
	日常点検の強化		
	危険時の体制確保		

令和 年 月 日

代表者 氏名

印

千葉県知事

様

×事業所コード	連絡担当者	所属名	電話番号